

## 田野畑村ふるさと納税返礼品「PayPay 商品券」特定協力事業者募集要領

### 1 目的

ふるさと納税制度を活用した田野畑むらづくり基金への寄附（以下「ふるさと納税」という。）の促進、産業振興、関係人口創出を図るため、ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」（運営：さとふる株式会社）にて提供される「PayPay 商品券」を利用できる事業者（以下「特定協力事業者」という。）の募集を行います。

### 2 ふるさと納税返礼品「PayPay 商品券」（以下「商品券」という。）とは

- ・ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」で寄附すると取得できる電子商品券です。
- ・有効期限は寄附申込日から2年間で、要件を満たす店舗で使用可能です。
- ・店舗での取扱い及び入金は、通常のPayPay決済と同様です。
- ・村内飲食店、宿泊施設、体験施設、物品販売店等が対象となるため観光客が訪れるきっかけになります。
- ・村がふるさと納税ポータルサイトの掲載費用を負担します。

### 3 要件

下記の全ての要件に適合している事業者とします。

- (1) 関係法令を遵守した生産、製造、販売を行っていること。
- (2) 村内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかを有すること。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律における暴力団の構成員等でないこと。
- (4) 申込み時に、村税等の滞納がないこと。
- (5) PayPay株式会社との契約が完了しており、PayPayの加盟店であること。
- (6) 大規模小売店舗立地法にもとづく店舗面積が1,000㎡を超えないこと。
- (7) 全国規模で展開している「小売店」、「飲食店」ではないこと。
- (8) 地場産品基準に適合しない商品を取り扱っている場合、適合商品のみを明確に区分し決済するなどの運用ができること。
- (9) 次のいずれかに該当する事業者であること。
  - ア 村の地場産品を取り扱う店舗等
  - イ 自店舗で調理加工をした飲食物を提供する店舗等
  - ウ 自店舗で製造加工した商品を提供する店舗等
  - エ 「宿泊施設」「体験施設」「理容・美容店」などサービスを提供する店舗等

#### 4 申込方法と募集期間

##### 必要書類

- (1) 田野畑村ふるさと納税返礼品「PayPay 商品券」特定協力事業者申込書兼承諾書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 対象商品に関する添付資料等（メニューの写しなど）

申込方法：郵送、持参、電子メールのいずれかの方法

募集期間：随時

#### 5 特定協力事業者の決定

特定協力事業者の決定は次のとおりです。

- (1) 村はふるさと納税ポータルサイト「さとふる」および商品券発行元の PayPay 株式会社と総合的に審査（ヒアリング・現地調査を含む）を行い、結果を田野畑村ふるさと納税返礼品「PayPay 商品券」特定協力事業者（承認・不承認）決定通知書（様式第3号）によりお知らせします。
- (2) 運用開始までには申込より数カ月程度時間を要します。

#### 6 留意事項

その他の留意事項は、次のとおりです。

- (1) 国の示す地場産品基準を満たさない商品に商品券が利用された場合、特定協力事業者の取消しとなる場合があるので運用にはご注意ください。
- (2) 要件に適合しなくなったと判断した場合、村は特定協力事業者を取消すものとし、田野畑村ふるさと納税返礼品「PayPay 商品券」特定協力事業者取消し通知書（様式第4号）により通知します。この場合、特定協力事業者に損害が生じても、村は一切その責めを負わないものとします。
- (3) 要件に適合しなくなった時や登録をやめたい時は野畑村ふるさと納税返礼品「PayPay 商品券」特定協力事業者取下げ申出書（様式第5号）を村へ提出します。
- (4) 苦情があった場合は真摯に対応し、苦情内容について自己責任とします。
- (5) 総務省が定める地場産品基準について改正がなされた場合は、その基準に満たない事業者については資格を喪失する場合があります。

問い合わせ先（申込書類提出先）

田野畑村役場 ふるさと納税担当課

〒028-8407 田野畑村田野畑 143 番地 1

電話：0194-34-2111 FAX：0194-34-2632

メール：kikin.b2@will.tanohata.iwate.jp